

オーストラリアにおける  
高等教育費用負担制度の最近の動向

伊 藤 り さ

はじめに

我が国の教育費負担における私費の割合の大きさが指摘されるようになって久しい<sup>(1)</sup>。特に高等教育進学・在籍に係る費用に対する家計の負担感は非常に大きく、世帯の年収に対する大学在籍費用の割合は3割を超えるという調査結果<sup>(2)</sup>もある。OECDの調査でも、日本は教育支出全体に占める私費負担の割合が非常に大きいことが指摘されている<sup>(3)</sup>。

また、我が国の場合は高等教育進学時に必要となる費用も大きい。我が国の代表的な高等教育機関である大学を例にとってみると、受験の際に受験費用（受験料、受験時の交通費・宿泊費など）がかかるほか、入学手続き時に学校納付金（入学金、授業料、施設設備費、寄付金など）を一括納入するケースが多く、私立大学入学者の初年度学生納付金平均額は約130万円にも上る<sup>(4)</sup>

（国立大学は約82万円程度）。こうした出費に対して、家庭では教育費以外の支出を削ったり、預貯金や保険などを取り崩したりといった方法で学費を捻出している<sup>(5)</sup>。

一方、OECDの調査において日本と同様に教育支出に占める私費負担の割合が大きいことが指摘されているオーストラリアでは、同国の国民および難民・亡命者等の人道的永住ビザ保有者であれば、高等教育進学時および在籍中の費用負担をほとんどゼロとすることも可能な「Higher Education Contribution System（高等教育費用負担制度。以下 HECS とする<sup>(6)</sup>）」という制度が1989年に導入された。同制度の枠組自体は現在も継続しているが、2005年から仕組みが大幅に改められ、名称も「Commonwealth supported place（政府支援枠）」と変更になった。

この制度変更は2003年に着手された大規模な

(1) 拙稿「我が国の家計における教育費負担—現状と支援策—」『少子化・高齢化とその対策 総合調査報告書』（調査資料2004-2）国立国会図書館調査及び立法考査局，2005.2，pp.90-102. 参照

(2) 国民生活金融公庫総合研究所「家計における教育費負担の実態調査（平成16年度）」（2004年10月28日発表）  
<[http://www.kokukin.go.jp/pfcj/pdf/kyouikuhi\\_h16.pdf](http://www.kokukin.go.jp/pfcj/pdf/kyouikuhi_h16.pdf)>（last access 2005.10.14）

(3) 経済協力開発機構（OECD）・OECD教育革新センター『図表でみる教育 OECD インディケータ 2004年版』明石書店，2004，pp.231-242. この調査で私費負担の割合が大きいとされているのは、韓国・アメリカ・オーストラリア・日本の4ヶ国である。同書 p.241 の「表 B3.2b. 教育支出の公私負担割合（高等教育）（2001年）（教育機関に対する最終支出の公私負担割合）」に拠れば、OECD 各国平均の家計負担の割合が17.1であるのに対して、韓国58.1、アメリカ33.9、オーストラリア31.0、日本56.9となっている。

(4) 「平成16年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）の調査結果について」文部科学省ウェブサイト <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/daigaku/03120401/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/daigaku/03120401/001.htm)>（last access 2005.10.14）。ただし、授業料は前後期に分けて納入することが多いため、入学時に実際に必要となる額は平均で90万円程度になるかと思われる。

(5) 国民生活金融公庫総合研究所 前掲注(2)

(6) HECS の訳語は、文献により「高等教育費用負担制度」「高等教育財政貢献制度」「高等教育拠出金制度」等、様々である。HECS に関する文献は注(1)参照。

高等教育改革<sup>(7)</sup>の一環としておこなわれた。新制度の詳細は「高等教育支援法」(Higher Education Support Act 2003 (Act No.149 of 2003 as amended))<sup>(8)</sup>に定められている。今回の高等教育改革はより一層の持続性 (Sustainability)、質の高さ (Quality)、公平性 (Equity)、多様性 (Diversity) を目指したもの<sup>(9)</sup>だが、高等教育の費用負担という点から見ると、受益者負担の考え方が以前より強く打ち出されたものとなっている。

本稿は、オーストラリア高等教育改革のうち費用負担制度に焦点を絞り、オーストラリアの高等教育費用負担制度が2005年からどのように変更され、それが学生の高等教育費用負担にどのような影響を及ぼすものであるのか、その一端を紹介するものである。

## I 旧・高等教育費用負担制度 (HECS)

### 1 オーストラリアの大学における高等教育費用徴収体系

2005年以前の制度では、オーストラリアの大学における国内学生からの高等教育費用徴収システムは2種類に分かれていた。一つはHECS学生 (Higher Education Contribution System student) を対象とするシステムであり、もう一つは授業料徴収学生 (fee paying student) を対象とするものである (留学生にはまた別の授業料徴収システムがあるが、本稿では割愛する)。

HECS 学生とは、各大学のコース運営に係る費用の一部を政府が補助し、残りを学生自身が負担するシステムである<sup>(10)</sup>。フルタイム学生一人あたりに対する補助の額はコースによって異なるが、コース運営費用における学生の費用負担率は平均して約26%となっていた<sup>(11)</sup> (2001年)。HECS 学生が負担する費用は、在学時ではなく、卒業後に税制を通じて支払うことが可能である (本章第2節参照)。HECS が諸外国からの注目を集めたのも、むしろ、この「後払い可能」というところにあった<sup>(12)</sup>。

また、HECS 学生枠とは別に、1998年からは一部のコースで国内学部生からも授業料を徴収できるようになった。これが授業料徴収学生である。授業料徴収学生を入学させることができるのは、そのコースのHECS 学生の定員を超える数の入学希望があった場合に限り、授業料徴収学生の割合もそのコースの国内学生全体の25%以内までに制限されていたが、2001年には18大学4,100人、2002年には23大学6,537人、2003年には27大学7,815人と、その数は年々増加している<sup>(13)</sup>。2003年の段階で授業料徴収学生の割合は国内学生 (学部生) 全体の2%にも満たないが、2005年以降の高等教育改革で授業料徴収学生枠が拡大されたため、その割合はさらに増えることが予想される (II-2-(7)参照)。なお、旧制度下では、授業料徴収学生には授業料後払い制度は適用されず、セメスターごとに費用を前納する必要があった。

(7) 2003年時点での改革の全容は The Hon. Dr Brendan Nelson, *Our Universities: Backing Australia's Future. Policy Paper*. <[http://www.backingaustraliasfuture.gov.au/policy\\_paper/policy\\_paper.pdf](http://www.backingaustraliasfuture.gov.au/policy_paper/policy_paper.pdf)> (last access 2005.10.14) を参照。

(8) Higher Education Support Act 2003 (Act No.149 of 2003 as amended) <[http://www.comlaw.gov.au/ComLaw/Legislation/ActCompilation1.nsf/0/475EC4D89F3D301CCA2570500016AA30/\\$file/HigherEducationSupport2003WD02.pdf](http://www.comlaw.gov.au/ComLaw/Legislation/ActCompilation1.nsf/0/475EC4D89F3D301CCA2570500016AA30/$file/HigherEducationSupport2003WD02.pdf)> (last access 2005.10.14) 参照。

(9) Nelson, *op.cit.* (7) pp.10-11.

(10) この補助はあくまでコース運営費用の補助であり、経常費補助等は別の補助金体系でおこなわれる。

(11) 学生負担率は年々増加する傾向にあった。Nelson, *op.cit.* (7) p.23.

(12) 広島大学高等教育研究センター「海の向こうのこぼれ話 オーダー方式に学べ」『RIHE メールマガジン』No. 2, 2003.11.4. <<http://rihe.hiroshima-u.ac.jp/viewer.php?i=76>> (last access 2005.10.14)

## 2 HECS の概要

HECS は、高等教育に係る費用の一部を学生自身が負担するが、その費用を在学時に徴収するのではなく、卒業後、本人の収入に応じて支払うことを可能にする制度である<sup>(14)</sup>。2004年までの制度について簡単にまとめると、以下の通りである<sup>(15)</sup>。

(1) 学生は卒業後の所得に応じて高等教育費用の負担金額を後払いする（費用の負担率はコースによって異なる）。全部または一部（500AU\$以上）の前納も可能で、その場合25%割引になる。負担額は政府が定める（表1参照）。

(2) 卒業後の支払額（一回の金額）は、本人の所得によって変動する。また、最低の所得水準に達するまで返済は免除される（2003-2004年の場合、最低所得水準は AU\$ 25,348〔約206万円<sup>(16)</sup>〕）。支払額は年間所得額によって所得の3~6%の7段階（0.5%刻み）に分かれる（例えば、年間所得が AU\$ 25,348~\$ 26,731は3

%、AU\$ 26,732~\$ 28,805は3.5%など）。所得の多い人は一回の支払金額が大きいいため、支払期間は短くなる。実質利子率はゼロだが、消費者物価の上昇分は付加される。

(3) 卒業後の支払は税制を通じておこなう（上記の割合で課税される）ため、入学時に納税者番号を登録する義務がある。

(4) 卒業後の支払は、税の形での徴収のほか、任意の額を自主的に支払うこともできる（500AU\$以上）。この場合、支払額の15%のボーナスがつく（例えば、自主的支払として1,000AU\$支払った場合、1,150AU\$を支払ったとみなされる）。

費用の負担額は科目の領域によって3区分されている<sup>(17)</sup>。この区分は、コース運営に係る費用、将来的に予想される所得格差、コースの需要、に基づいて設定された<sup>(18)</sup>。2004年の負担額は表1のとおりである。1997年と比較してもわかるとおり、負担額は年々引き上げられる

(13) Department of Education, Science and Training. *Higher Education Report for the 2002-2004 Triennium*. p.84. ; Department of Education, Science and Training. *Higher education: report for the 2003 to 2005 triennium*. p.65 ; Department of Education, Science and Training. *Higher education report for the 2004 to 2006 triennium*. p.62. オーストラリア連邦教育・科学・訓練省ウェブサイト <[http://www.dest.gov.au/common\\_topics/publications\\_resources/All\\_Publications\\_AtoZ.htm](http://www.dest.gov.au/common_topics/publications_resources/All_Publications_AtoZ.htm)> (last access 2005.10.14) から検索可能。

(14) HECS が適用される「高等教育機関」とは、基本的に大学を指す（ごく一部の例外あり）。オーストラリアの大学はほとんどが国・州立（大学40校のうち、37校が国・州立）であり、HECS が適用されるのはごく僅かの例外を除いて国・州立大学であると言える。この基本原則は2005年以降も引き継がれており、本稿でも、特に注記しない限り「高等教育機関」とは基本的に国・州立大学を指すものとする（新制度の対象には私立大学の一部のコースおよびカレッジ2校も含まれるが、本稿の目的は制度の大枠を紹介することにあるため、これらのごく一部の例外については特に言及しない）。

(15) 制度導入の経緯等、詳細については以下の文献を参照されたい。出相泰裕「オーストラリア高等教育財政の現状」『IDE 現代の高等教育』392, 1997.11, pp.68-76 ; 矢野眞和「オーストラリアの HECS (高等教育拠出金制度)」『高等教育政策と費用負担—政府・私学・家計—』(文部科学省科学研究費補助金最終報告書 研究代表者: 矢野眞和) 2001, pp.509-521 ; 杉本和弘『戦後オーストラリアの高等教育改革研究』東信堂, 2003, pp.243-246.

(16) 1AU\$ = 81.27円 (2004年裁定相場) で計算。以下同じ。

(17) 制度発足当初は領域に関わらず一律の負担額だったが、1997年以降領域別の格差が導入された。

(18) 杉本 前掲注(15) p.276.

表 1 HECS の区分と各負担額 (2004年・1997年)

区分	コース領域	2004年	(参考) 1997年
3	法律 (Law)、医学、基礎医学、歯科技工、歯科学、獣医学	AU \$ 6,283 (約51万円)	AU \$ 5,500
2	数学、コンピュータ、健康科学、農業・再生可能資源学、建築環境・建築学、自然科学、工学・加工処理、経営管理、ビジネス・経済学	AU \$ 5,367 (約44万円)	AU \$ 4,700
1	アーツ、人文科学、社会・行動科学、教育学、映像・舞台芸術学、看護学、司法 (Justice)、法学 (Legal studies)	AU \$ 3,768 (約31万円)	AU \$ 3,300

(出典) 拙稿「我が国の家計における教育費負担一現状と支援策一」『少子化・高齢化とその対策 総合調査報告書』(調査資料 2004-2) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2005.2, p.100. を一部修正

傾向にあった。

各個人の負担額は、選択した科目数によって決まる。例えば、2004年に経済学コースに入学し、初年度に8科目(経済学5科目、アーツ3科目)を選択したとすると、負担額は「 $5/8 \times AU \$ 5,367$  (区分2) +  $3/8 \times AU \$ 3,768$  (区分1) = AU \$ 4,767 (約39万円)」となる<sup>(19)</sup>。

この制度の利点としては、高等教育進学時に多額の費用を準備する必要がないこと(所得が低くても進学の手続きが阻まれない)、また、税制を通じて卒業後の所得の捕捉と支払をおこなうので、債務不履行が回避されること(また、所得が返済開始基準額に達しない間は、支払の義務はない)が挙げられている<sup>(20)</sup>。

## II 新制度 (Commonwealth supported place) の概要

### 1 改革の考え方

「はじめに」でも触れたとおり、新制度では従来にも増して「受益者負担」の考え方が強く打ち出されたものとなっている。

HECSが「Commonwealth supported place (政府支援枠。以下「新制度」とする。)」となったことに伴い、従来の HECS 学生は政府支援学生 (commonwealth supported student) として扱われるようになった。高等教育費用負担の考

え方等は HECS とほぼ同様である。HECS を引き継ぐ高等教育費用の後払いシステムとして、新たに高等教育ローンプログラム (Higher Education Loan Programme、以下 HELP とする。) という制度が設けられた。政府支援学生の高等教育費用負担分は、HELP のうち HECS-HELP と呼ばれるローンプログラムの返済分となる。また、HELP では制度の適用範囲が拡充され、HECS では後払い制度を利用することができなかった授業料徴収学生も授業料の後払いが可能となった(2-(8)参照)。利用の仕組・返済方法の大枠は HECS とほぼ同じであり、2004年までの HECS の支払い分は新制度の HECS-HELP にそのまま引き継がれる。

HECS・新制度いずれも高等教育費用の学生負担分を "Contribution" (貢献・出資) とする点では変わらないが、新制度では、卒業後の支払い分について "Higher Education Loan Programme (HELP) debt" (高等教育ローンプログラムの負債) と表現されている。HECS の場合、学生が卒業後に支払う負担金は「授業料後払い」ではなく、「高等教育の私的便益を受けた者が、高等教育全体に係る費用を一部(税の形で)負担する」という考え方で運営されていた<sup>(21)</sup>。新制度もこの考え方を基本的に引き継いでいるものの、HELP の導入により、「在学中の学生負担分をローンで借りて、卒業後に

(19) 拙稿 前掲注(1) p.100.

(20) 矢野 前掲注(15) pp.514-515.

(21) 杉本 前掲注(15) p.245.



返済する」という側面も併せ持つようになったと考えることもできよう。

また、学生負担額に関する各大学の裁量権も広がった(2-(1)参照)。以下に述べる変更点を見ると、オーストラリアの高等教育費用は規制緩和・市場化・受益者負担の方向に進んでいると言える<sup>(22)</sup>。

なお、新制度では、ニュージーランド国民・人道的永住ビザ以外の永住ビザ保有者は、政府支援学生には該当するものの、後払い制度の適用は受けられないため、学生負担額を前納する必要がある(したがって、第2節(4)~(6)(8)はニュー

ジーランド国民・人道的永住ビザ以外の永住ビザ保有者には適用されない)。このように、新制度では、(1)高等教育費用に対する政府の支援が受けられるか、と、(2)後払い制度の適用が受けられるか(HECS-HELPが利用できるか)、の対象範囲がずれており、制度の運用が従来にも増して複雑になっている(表2参照)。

## 2 変更の要点

新制度におけるHECSからの主な変更点を、次の8点に絞って紹介する(表3に対照表を掲げたので、併せて参照されたい)。

表2 国籍等による新制度の適用範囲

	政府支援学生	SLE付与*	後払い制度
オーストラリア国民	○	○	○
ニュージーランド国民	○	○	×
人道的永住ビザ保有者	○	○	○
人道的永住ビザ以外の永住ビザ保有者	○	○	×

\*SLE(学生学習資格)については2-(3)参照。

(出典) The Going to Uni Homepage <<http://www.goingtouni.gov.au/Home.htm>> (last access 2005.10.14)等を基に筆者作成

表3 旧制度(HECS)と新制度(Commonwealth supported place)の対照表

	旧制度(HECS)		新制度(Commonwealth supported place)	
	HECS学生(HECS student)	授業料徴収学生(fee paying student)	政府支援学生(commonwealth supported student)	授業料徴収学生(fee paying student)
学生負担額(または授業料)の決定権	政府	大学	(政府の定める範囲内で)大学	大学
後払い制度・ローンプログラムの適用	○	×	○	○
学生負担費用の返済開始基準額	(2003-04年の場合) AU\$ 25,348		(2004-05年の場合) AU\$ 35,001	(2004-05年の場合) AU\$ 35,001
返済率	3-6%(7段階)		4-8%(9段階)	4-8%(9段階)
自主的返済時のボーナス率	返済額の15%		返済額の10%	返済額の10%
負担費用前納時の割引率	前納額の25%		前納額の20%	適用なし
国内学生全体に占める割合		最大25%まで		最大35%まで
その他の主な変更点			<ul style="list-style-type: none"> <li>国家的優先コースの創設</li> <li>SLEの導入</li> </ul>	

(出典) The Going to Uni Homepage <<http://www.goingtouni.gov.au/Home.htm>>等を基に筆者作成

<sup>(22)</sup> オーストラリアの高等教育政策における一連の規制緩和・市場化推進の動きについては、杉本 前掲注(15) pp. 179-249に詳しい。

(1) 学生負担額の多様化

HECS では政府によって一律に定められていた学生の負担額は、新制度では、各大学が、政府が設定した範囲内で自由に決定することができるようになった<sup>(23)</sup>。極端なことを言えば、学生負担額を0円とすることも可能である。その結果、各大学で多様な教育が提供されるようになり、学生はそれぞれの大学・コースの教育の質や内容、コストを勘案し、多彩な選択肢の中から大学を選ぶことが可能になると期待されている<sup>(24)</sup>。

政府が設定した2005年の学生負担額の範囲は表4の通りである。新制度で政府が設定した最高額が HECS 水準より25%ほど高くなっており、高等教育の市場化が進んでいることがうかがわれる。

(2) 国家的優先コースの創設

負担額区分に「国家的優先分野」という区分が新たに設けられた。これは、ある特定の職種

の労働力が著しく不足しているとか、先住民の教育に関わることであるとかといったように、その時点で起こりつつある国家的な必要性に対処するための区分である。他の区分に比べて学生負担額を少なくすることで、この分野のコースを選択する学生が増加することが期待されている<sup>(25)</sup>。なお、HECS-HELP は基本的には国立大学にのみ適用されているが、教育学、看護学に関しては、私立大学であるボンド大学にも HECS-HELP が適用されている。

現在、教員と看護師の不足が報告されていることから、2005年は教育学と看護学が国家的優先分野とされたが、どのコースがこの分野に該当するかは定期的に見直される予定である。

(3) 学生学習資格 (Student Learning Entitlement) の導入

2005年1月から、オーストラリア国民・ニュージーランド国民・永住ビザ保有者 (人道的永住ビザ保有者を含む) には7 EFTSL<sup>(26)</sup> の学生学

表4 政府が設定した学生負担額 (2005年)

			(参考) HECS で予想された2005年学生負担額*		
区分	コース領域	学生負担額 (2005年)	区分	コース領域	学生負担額 (2005年)
3	法律、歯科学、医学、獣医学	AU \$ 0-8,018 (約65万円)	3	法律、歯科学、医学、獣医学	AU \$ 6,402 (約52万円)
2	会計学、商学、経営管理、経済学、数学、統計学、コンピュータ、建築環境学、健康科学、工学、自然科学、測量学、農学	AU \$ 0-6,849 (約56万円)	2	会計学、商学、経営管理、経済学、数学、統計学、コンピュータ、建築環境学、健康科学、工学、自然科学、測量学、農学	AU \$ 5,469 (約44万円)
1	人文科学、行動科学、社会学、外国語、映像・舞台芸術学	AU \$ 0-4,808 (約39万円)	1	人文科学、行動科学、社会学、外国語、映像・舞台芸術学、教育学、看護学	AU \$ 3,840 (約31万円)
国家的優先分野	教育学、看護学	AU \$ 0-3,847 (約31万円)			

\*物価スライド制に基づいて予測された額

(出典) *Our Universities: Backing Australia's Future. Fact Sheets 5. Higher Education Loan Programme - HECS-HELP*  
 <[http://www.backingaustraliasfuture.gov.au/fact\\_sheets/pdf/fs5.pdf](http://www.backingaustraliasfuture.gov.au/fact_sheets/pdf/fs5.pdf)> (last access 2005.10.14)

<sup>23)</sup> 例えば、オーストラリア国立大学は新制度の導入には反対しているので、2005年以降も学生負担額は HECS の水準内に留める予定である (2005年4月、筆者がオーストラリア連邦教育・科学・訓練省訪問の際に高等教育グループ政府支援担当者から受けた説明による)。

<sup>24)</sup> Nelson, *op.cit.* (7) p.22.

<sup>25)</sup> *ibid.*, p.18.

<sup>26)</sup> Equivalent full-time student load の略。フルタイム学生が、あるコースを標準的な期間で修了しようとした場合、1年間に最低限必要とされる学習量。

習資格 (Student Learning Entitlement、以下 SLE とする。) が与えられた。

各大学は、1年間の標準的な履修科目を設定し、1年間に必要とされる SLE がほぼ 1.0 EFTSL となるよう、科目ごとに必要とされる SLE を決める。政府支援学生としてそのコースを履修する学生は、ある科目を登録すると、手持ちの SLE からその科目に定められている SLE 分が差し引かれていくことになる。例えば、まったく SLE を使用していないフルタイム学生 X が大学に入学し、初年度に以下の通りの SLE が割り当てられている標準的な履修科目 5 科目を履修したとすると、学生 X の手元に残る SLE は、初めの 7.0 EFTSL から 1.0 を引いて、6.0 EFTSL である。

表 5 SLE 消費の仕組

科 目	必要とされる SLE (EFTSL 換算)
科 目 A (半期)	0.125
科 目 B (半期)	0.125
科 目 C (通年)	0.25
科 目 D (通年)	0.25
科 目 E (通年)	0.25
必要とされる SLE の合計	1.0

(出典) The Going to Uni Homepage <<http://www.goingtouni.gov.au/Home.htm>> 等を基に筆者作成

SLE の目的には大きく二つある。一つは、政府支援学生として進学する機会をより多くの学生に公平に与えることである。政府支援学生枠で科目登録をするには、その科目に割り当てられている EFTSL 以上の SLE (EFTSL 換算で) を保有していることが条件となる。そのため、SLE を十分に保有していない学生は政府支援学生枠から外れていくことになり、別の SLE 保有者が新たに政府支援学生として登録することが可能になる。

SLE のもう一つの目的は、学生負担額の計算である。例えば、表 5 の科目 A の学生負担額が AU\$ 4,000 (1 EFTSL あたり) と設定されていたとすると、学生 X が科目 A の履修に対して負担する額は、 $AU\$ 4,000 \times 0.125 \text{ EFTSL} =$

AU\$ 500 となる。同様に、科目 D の学生負担額が AU\$ 3,500 (1 EFTSL あたり) だとすると、学生 X の負担額は AU\$ 875 である。

SLE には通常 SLE (Ordinary SLE)、追加 SLE (Additional SLE)、生涯 SLE (Life-long SLE) の 3 種類があり、全員に一律に与えられる 7 EFTSL の SLE は通常 SLE である。追加 SLE は、コース修了までに標準で 6 EFTSL 以上が必要となるコースに進学した場合などに追加的に付与される。生涯 SLE は、生涯学習の機会を誰にでも保障するために、27 歳以上になると毎年付与される SLE である。追加 SLE と生涯 SLE は、手持ちの通常 SLE を使い切った場合にのみ使用できる。

#### (4) 費用前納時の割引率の引き下げ

従来 25% だった費用前納割引が 20% に引き下げられた。例えば、学生負担額が 1,000 AU\$ だった場合、HECS では 750 AU\$ 前払いすれば全額支払ったことになったが、新制度では 800 AU\$ 支払うことになる。

#### (5) 返済開始基準額の引き上げ

HECS では、大学卒業後、年間所得が AU\$ 25,348 (約 206 万円、2003-2004 年の場合) を超えた年から高等教育費用の学生負担額を支払っていくことになっていたが、新制度ではこの返済開始基準額が引き上げられ、2004-2005 年は AU\$ 35,001 (約 284 万円) とされた。2005-2006 年はさらに引き上げられ、AU\$ 36,185 (約 294 万円) が返済開始基準額となる。また、従来 3~6% の 7 段階に分かれていた返済率も、4~8% の 9 段階 (0.5% 刻み) に変更された。2005-2006 年の場合、最低レベルは年間所得 AU\$ 36,186-40,306 (返済率 4%)、最高レベルは AU\$ 67,200 以上 (返済率 8%) である。

ちなみに、統計では大卒 (学士号取得) 者の初年度平均給与 (2003 年) は男性 AU\$ 43,325、女性 AU\$ 38,299 となっている<sup>(27)</sup>。

(6) 自主的返済のボーナスの引き下げ

税制を通じた支払い以外に自主的におこなった支払いに対しては従来15%のボーナスがついたが、新制度では10%に引き下げられた。例えば、HECS では2,500AU\$ の自主的返済は実質的に2,875AU\$ の支払いとみなされたが、新制度では2,750AU\$ 支払ったこととされる。

(7) 授業料徴収学生枠の拡大

コースにおける国内学生全体の25%以内とされていた授業料徴収学生枠が、35%まで拡大された。これにより、大学の市場化はより一層進むことが予想される。

しかし、例えばメルボルン大学では、授業料徴収学生枠で入学した学生でも入学後一定の成績を収めれば政府支援学生枠に移籍できるシステムが導入されようとしていることも指摘されており<sup>(28)</sup>、授業料徴収学生枠の拡大は高額な授業料を支払う余裕のある層に有利となり、結果として高等教育機会の不均衡を招く恐れも懸念される。

(8) 高等教育ローンプログラム適用範囲の拡大

HECS では授業料徴収学生には後払い制度は適用されず、セメスターごとに費用を全額前納しなければならなかったが、新制度では授業料徴収学生を対象としたローンプログラム (FEE-HELP) が新設された。利用の仕組や返済方法等は HECS-HELP に準じるが、借入限度額が定められている点 (生涯で AU\$ 50,000 [約406万円] まで) が HECS-HELP とは異なる。なお、

FEE-HELP は本来前納すべき授業料をローンで借り入れる制度なので、授業料を前納しても割引は受けられない。

### 3 制度運用に関する若干の補足

返済については、基本的に HECS と同様の仕組が取られている。返済が免除されるのは死亡したときだけで、卒業後何十年経過しても所得が返済開始基準額を超えれば返済を始めなければならない。それでも、学生負担分を100%回収することは不可能であり、学生負担分の28%程度は最終的に回収不能であろうと見込まれている<sup>(29)</sup>。

なお、それぞれの大学 (コース) の政府支援学生枠数は、大体2年に一度おこなわれる政府と各大学との折衝によって決定される。オーストラリア政府は大学の多様化を進めているが、どのコースにどれだけ政府支援学生枠を配分するか折衝を通じて、政府は大学の方向性をコントロールすることを目論んでいる<sup>(30)</sup>。

### おわりに

2005年から新しくなったオーストラリアの高等教育費用負担制度は、授業料後払い制度 (ローンプログラム) の適用範囲を拡大したり、SLEを導入するなど、高等教育への進学機会をより公平で開かれたものにするのが目指される一方、学費負担割合の増加、授業料徴収学生枠の拡大といったように、高等教育費用の私費負担の割合を増やす方向に進んでいる。OECD の

(27) Australia Bureau of Statistics, 'Starting salaries for employed higher education graduates', *Yearbook of Australia 2005*. p.326. <<http://www.abs.gov.au/Ausstats/abs@.nsf/0/F7DCED6CFC76AC55CA256F720083301F?Open>> (last access 2005.10.14) でも参照できる。

(28) 広島大学高等教育研究センター「海の向こうのこぼれ話 Merit or Money?」『RIHE メールマガジン』No. 13, 2004.10.4. <<http://rihe.hiroshima-u.ac.jp/viewer.php?i=162>> (last access 2005.10.14)

(29) 2005年4月、筆者がオーストラリア連邦教育・科学・訓練省訪問の際に高等教育グループ政府支援担当者から受けた説明による。

(30) 同上



調査でも、オーストラリアについては「高等教育における私費負担の増加に伴い、実質的な公財政支出の減少が見られた」と指摘されており<sup>(31)</sup>、今回の制度改革で、高等教育にかかる費用負担が公から私へさらにシフトすることが予想される。

ただ、オーストラリアの制度で注目されるのは、私費負担増加の方策として一律に授業料を上げたり補助金を減額したりという手段を取るのではなく、個々の学生の将来予想される所得、各コースに対する需要やコースの運営経費などを分析した上で負担額を設定することで、高等教育に係る経費と各個人の（期待される）受益に見合うような形での費用負担を可能にしていることである。さらに、入学時に費用を負担させるのではなく、卒業後の所得に応じて高等教

育費用を負担させることで、高等教育進学のパターンを広げるとともに、各個人の実際の受益に即した負担を求めることができるという点も重要であろう。このように、様々な条件を考慮してきめ細かく設定された私費負担額を、個々人が実際に享受している受益に応じて支払っていくという高等教育費用の私費負担の考え方には、我が国でも参考にできる面があるのではないかと思われる。

高等教育費用の私費負担の割合が一層高まりつつあるオーストラリアで、高等教育へのアクセス機会をどのように保障していくのか、また、高等教育に係る費用を、誰がどのような形で負担していくのか、高等教育費用負担制度の今後の動向が注目される。

(いとう りさ 文教科学技術課)

(31) 経済協力開発機構 (OECD)・OECD 教育研究革新センター 前掲注(3) p.238.